

市役所の人事異動



市役所では合併に伴い、次のような人事異動を発令しました。(課長級以上を掲載)

()内は旧市町名と旧職

1月10日付異動

企画財政部

部長(本庄市企画財政部長)飯島由和 参事兼秘書(広報課長)本庄市企画財政部参事兼秘書(広報課長)内野勲 参事兼情報システム課長(児玉町総合政策課長)(合併協議会)清水満 企画課長兼(合併調整係)長(本庄市企画財政部副参事)小林和雄 産業開発室長(本庄市企画財政部産業開発室長)大屋一彦 財政課長(本庄市企画財政部財政課長)民プロラザ館長(田島利文 人権推進課長)男女共同参画係長(本庄市企画財政部人権推進室)長兼東台会館長(大墳俊一人権推進課副参事)兼児玉隣保館長(児玉町会計課長)山口忠一

総務部

部長(本庄市総務部長)中沢敏 参事(議事事務担当)(本庄市議会議事事務局)内田規晴 副参事(議事事務担当)(本庄市議会議事事務局)副参事(監査委員担当)(本庄市行政委員会事務局)八木茂 行政管理課長(本庄市教育委員会)学校教育課長(塚塚修 行政管理課副参事)本庄市教育委員会中央公民

健康福祉部

館副参事兼本庄南公民館長(塩原博 まちづくり課長)本庄市総務部総務課長補佐兼庶務係長(内笹井武登志 課税課長)本庄市総務部(中西守 収納課長)本庄市経済環境部商工課長兼勤労青少年ホーム館長(岡村幸二 市民課長)児玉町土木課長(鈴木幸比古)

部長兼福祉事務所長(本庄市健康福祉部長兼福祉事務所長)塩原正明 参事兼福祉課長(本庄市健康福祉部参事兼福祉課長)兼障害福祉センター所長(大塚実 介護いきがい課長)本庄市健康福祉部保険課長(内田秋安 子育て支援課長)本庄市会計課長(依田由美子 保育課長)児玉町民課長(関根安男 保育課副参事)兼藤田保育所長(本庄市健康福祉部)こども課副参事兼藤田保育所長(中沢廣志 健康推進課長)本庄市経済環境部環境推進課長(福井謙次 保険課長)児玉町議会議事事務局(根岸登)

経済環境部

部長(本庄市経済環境部長)松本真明 参事(児玉町福祉保健課長)吉川敏男 環境推進課長(本庄市経済環境部)農政課長(小林正

夫 商工課長(本庄市総務部)収納課長(川上芳男 農政課長)本庄市総務部市民課長(田中学)

義晴 健康福祉課長(本庄市健康福祉部)こども課長(龜田能紀)都市整備課長(本庄市都市整備部)都市計画課長(江原竜司)

長(大野清 文化会館長)本庄市教育委員会)社会教育課長(兼歴史民俗資料館長)吉田敬一 文化会館副参事(兼児玉文化会館係長)児玉町人権推進課長(三上元一)

都市整備部

部長(本庄市都市整備部長)今井優夫 建設課長(本庄市都市整備部)下水道課長(高木哲 都市計画課長)本庄市検査室(長補佐)兼検査係長(立石茂則 建築開発課長)本庄市都市整備部(建築開発課長)倉本優 区画整理課長(本庄市都市整備部)区画整理課長(恩田高治 区画整理課副参事)児玉町都市計画課長(福島秀雄 下水道課長)本庄市都市整備部(下水道課長)兼工務係長(伊平昭司 下水道課副参事)兼水質管理センター係長(本庄市都市整備部)建設課長(湯沢敏行)

室長(本庄市検査室)長(横堀隆宣) 会計課 課長(本庄市健康福祉部)健康推進課長(兼保健センター所長)門倉実

事務局長(本庄市農業委員会)事務局長(龜田伸一郎)

教育委員会

事務局長(本庄市教育委員会)事務局長(掛斐龍一 学校教育課長)兼(本庄市企画財政部)財政課長補佐(兼財政係長)中村文男 学校教育課指導主事(兼指導室長)本庄市教育委員会)学校教育課指導主事(兼指導室長)古澤高昭 学校教育課副参事(本庄市企画財政部)企画課長(丸山茂 学校教育課指導主事)本庄市教育委員会)学校教育課指導主事(福島慎治 学校教育課指導主事)本庄市教育委員会)学校教育課指導主事(関根栄一 学校教育課指導主事)本庄市教育委員会)学校教育課指導主事(金田佳子 生涯学習課長)本庄市総務部)総務課長(阿部均 生涯学習課副参事)本庄市教育委員会)中央公民館副参事(兼仁手公民館長)小暮浩一 文化財保護課長(児玉町教育委員会)中央公民館長(前川由雄 体育課長)本庄市教育委員会)体育課長(田中靖夫 児玉教育課長)児玉町教育委員会)学校教育課長(関根一夫 図書館長)本庄市教育委員会)図書館

水道部 部長(本庄市水道部長)斎藤好訓 水道課長(本庄市水道部)水道課長(駒沢文雄 児玉水道課長)児玉町水道課長(石井利男)

1月10日付派遣 児玉郡市広域市町村圏組合(企画財政部)参事(本庄市企画財政部)参事(小谷野博)

本庄市上里学校給食組合(企画財政部)参事(本庄市企画財政部)参事(根岸繁夫)

本庄市シルバー人材センター(健康福祉部)副参事(兼いきがい課副参事)本庄市健康福祉部)副参事(兼いきがい課副参事)小暮正孝

本庄市公園緑地公社(都市整備部)副参事(本庄市都市整備部)副参事(桜澤泰信)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

児玉町社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(児玉町社会福祉協議会)事務局長(木村和雄)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

本庄市社会福祉協議会(健康福祉部)副参事(本庄市健康福祉部)副参事(儘田英夫)

市街化調整区域でも 建築が可能になりました

これまで、市街化調整区域では、住宅などの建築が厳しく規制されていましたが、改正された都市計画法（第34条第8号の3）により、市の条例で一定の基準を満たす区域が指定されれば、住宅などの建物を建築することができるようになりました。市では、平成17年12月28日に区域の指定を行いましたので、その内容をお知らせします。なお、今回の区域指定は、本庄都市計画区域（旧本庄市の区域）のみの適用となります。

ちょっと教えて！Q&A

Q 第34条第8号の3「区域」として指定できる区域は？
A 区域指定できる土地は、次のとおりです。
市街化区域に隣接し、または近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していること

おおむね50以上の建築物が連たんしている地域
今回の指定では、建築物の密度が低い集落などについては、集落の一体性を確保するため、地域の実情に応じた指

定を行いました。区域の境界は道路や水路などの地形地物で、また、これよりがたい場合は筆界などで定めました。なお、優良な集団農地、農用地として保存すべき土地の区域は原則含まれません。

Q どんな建物を建てることができますか？
A 第2種低層住居専用地域において建築することができる建物です。具体的には、住宅や小規模店舗などを建てる

ことができます。国道17号沿線については、準住居地域において建築することができる建物を建てられる区域もあり

ます。

なお、敷地の最低面積は、原則300㎡としています。

Q 農地でも建物を建てることができますか？
A 区域指定された土地が農地であっても、農振除外、農地転用などの制限が解除されれば、建物を建てられるようになります。

また、農地、宅地に限らず、開発許可などの手続きが必要になります。

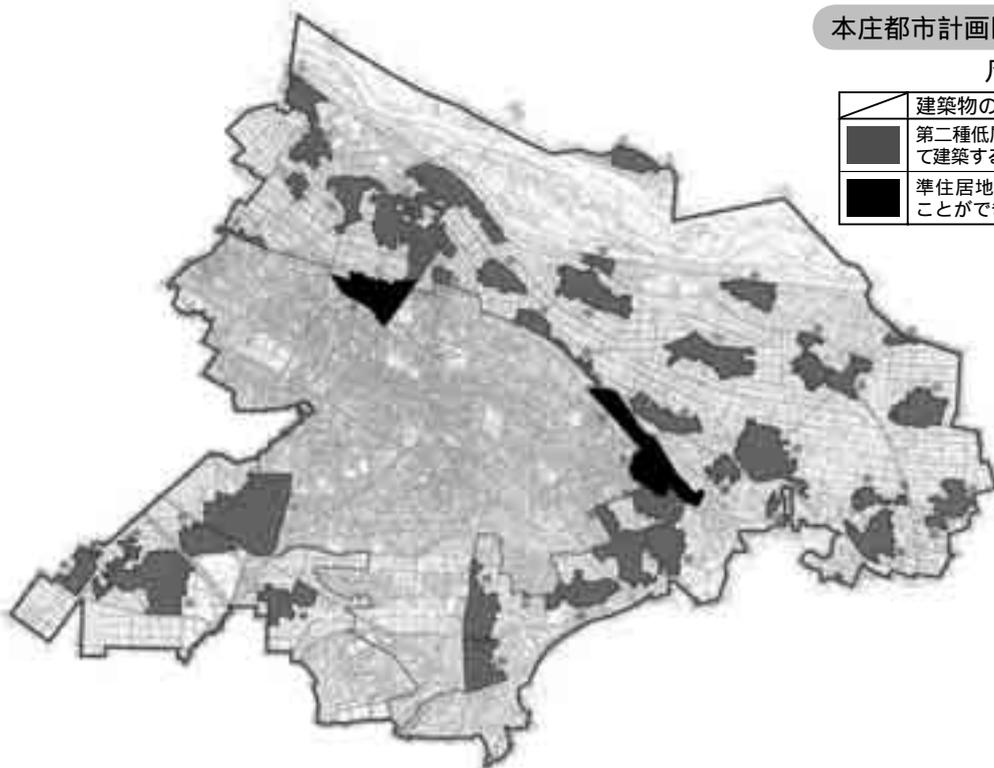
Q 建物を建てることのできる人の制限はありますか？
A 第34条第8号の3では、建築物の用途などが合えば、制限はありません。

「第34条第8号の3」区域に含まれている場合でも、道路などの状況によっては、建築できない場合があります。詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

本庄都市計画区域（旧本庄市）

凡例

建築物の用途	
	第二種低層住居専用地域において建築することができる建築物
	準住居地域において建築することができる建築物



*お問い合わせは左記へ

指定区域については
開発許可基準については

都市計画課
建築開発課

☎ 1136
☎ 1140